

介護にチャレンジ!

別添 1

資格を取得し、長く介護の仕事に就きたいと希望する方を対象としたプログラムで、高齢者施設や障がい者施設で介護職員として働き給与を得ながら、勤務時間内に介護職員初任者研修課程を受講することができます。

雇用期間： 半年間（平成25年5月1日～平成25年10月31日）
（平成25年6月1日～平成25年11月30日）
（平成25年7月1日～平成25年12月31日）
（平成25年8月1日～平成26年1月31日）
（平成25年9月1日～平成26年2月28日）
（平成25年10月1日～平成26年3月31日）

※定員に達した場合は、翌月以降の各コースは実施されません。

雇用条件： 賃金 月額155,000円 常勤

その他、深夜労働の割増賃金、通勤手当(月1万円限度額)を支給

雇用人数： 44人

募集期間： 9月13日(金)まで



対象者の要件

次の①～⑤のすべてに該当する方、または⑥に該当する方

- ① 介護の仕事を継続して行う意志がある方
- ② 介護の資格(※)を有していない方（※ホームヘルパー1級または2級、介護職員基礎研修、介護福祉士）
- ③ 雇用開始時点で失業者である方（雇用保険受給者の方は、雇用保険受給資格者証を持参してください。）
- ④ 過去にこのプログラムで雇用されたことのない方
- ⑤ 前職が介護関係の場合は、離職してから雇用開始までの期間が6か月以上経過している方
- ⑥ ①～⑤の条件は満たさないが福井県社会福祉協議会が応募可能と認めた方

(例：介護関係の仕事を事業主都合により解雇され、6か月以上経過していない方など)

採用および資格取得について

うら面もご確認ください。

- ※ 県内の介護保険事業所や障がい者福祉施設等の採用試験(面接等)を受けます。
- ※ 採用が決まれば、事業所と雇用契約を結びます(社会保険加入)。
- ※ 事業所で介護職員として勤務しながら介護職員初任者研修を受講します。

その他

- ※ 雇用期間終了後、雇用事業所と協議の上、正規雇用が可能になります。
- なお、その際の雇用条件(賃金等)は、雇用事業所との協議があらためて必要です。
- ※ 福祉・介護施設での仕事は、早出・遅出・夜勤などの交代勤務、土日祝日勤務がある場合が多くあります。
- 求人内容を事前に十分ご確認の上、ご応募ください。

申し込み先

勤務希望地が**嶺北**の方

(福)福井県社会福祉協議会**福井県福祉人材センター**

福井市光陽2丁目3番22号 県社会福祉センター内

TEL: 0776-21-2294(直)または0776-24-2339(代) FAX: 0776-24-4187

開所時間: 9:00～17:00
(土・日・祝日を除く)

勤務希望地が**嶺南**の方

(福)敦賀市社会福祉協議会**嶺南福祉人材バンク**無料職業紹介所

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

TEL: 0770-22-3133 FAX: 0770-22-3785

開所時間: 8:30～17:30
(土・日・祝日を除く)

申し込みから雇用・資格取得までの手続き

① 福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクまでお越しください。

- * 福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクに登録していない方は、求職登録をしてください。
- * 雇用保険受給者の方は、「雇用保険受給資格者証」を持参してください。お持ちでない方は直近の離職した前職の「離職票」を持参してください。また、いずれもお持ちでない方は「履歴書」を持参してください。



② 「介護雇用プログラム」の求人票から希望する事業所を慎重に選び、「紹介状」を受け取ってください。 (「紹介状」の発行は1枚ずつ行います。希望する事業所の雇用にもれた場合には、他に希望する事業所の「紹介状」を発行します。)

- * 求人情報は、ホームページ「福祉のお仕事」でもご覧いただけます。
- * 求人事業所は、県内の介護保険事業所や障がい者福祉施設等です。
- * 施設見学をご希望の方は、事業所に見学の依頼をしてください。
- * 紹介状を発行する際に、面接日時の調整を行います。



③ 指定の面接日時に求人事業所の面接を受けてください。

- * 面接日は紹介日から平日5日以内に設定します。
- * 面接当日に応募書類、紹介状および採用希望確認書を持参してください。



④ 事業所から不採用の際は連絡があります。



⑤ 後日改めて、書面にて事業所から採用または不採用に関する通知があります。



⑥ 採用が決まりましたら、事業所と雇用にあたり必要な手続きを行います。



⑦ 事業所で介護職員として勤務しながら、介護職員初任者研修を受講します。

- * 研修の申し込みは雇用事業所がします。受講料は雇用した事業所が負担します。
- * 研修の出席は勤務時間の扱いとなります。なお通信講座の場合、勤務時間に行われるスクーリングや実習については、勤務時間としてみなされますが、通信レポートを作成する時間は、原則として勤務時間とはみなされません。



⑧ 雇用期間終了後は、事業所と協議した上で、引き続き勤務することが可能です。

- * 当初の半年間の雇用期間が終了した後の雇用条件(賃金等)は、事業所によって変わりますので、事業所に必ず確認してください。



よくあるお問い合わせ

【Q】介護職員初任者研修とはどんな資格ですか？

【A】ホームヘルパー(訪問介護員)として働くのに必要な研修で、130時間の講義・実技・実習のカリキュラムを行った後、1時間の筆記試験を受けます。

介護職員の基礎的な研修としても認知されており、介護系職種をめざすために最低限必要と考えていただいていいでしょう。厳密にいうと資格ではありませんが、130時間のカリキュラムを受け、筆記試験合格後に「修了証明書」が発行されます。

【Q】ハローワークの職業訓練制度でホームヘルパー2級研修を受講中ですが、利用することはできますか？

【A】既にハローワークでの職業訓練制度を利用されている方は、本事業の利用はご遠慮ください。

【Q】就労先事業所はどうやって決めるのですか？

【A】「介護雇用プログラム」の求人票から希望する事業所を慎重に選んでください。事業所の採用面接を受けていただきます。その際、福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクで紹介状を発行いたします。

【Q】パートの求人はありますか？

【A】本事業における求人はフルタイムでの仕事になります。パートでの仕事を希望される方は、本事業以外での求人をご紹介しますので、福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクにお尋ねください。

【Q】介護職員初任者研修を修了したら、事業所を辞めても構いませんか？

【A】本事業の趣旨は、介護職員初任者研修を修了することではなく、長く介護の仕事に就いていただくことです。継続して介護職に就くことを希望されない方は、本事業の利用はご遠慮ください。介護職員初任者研修をはじめとした資格取得方法については、福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクで案内します。

【Q】介護雇用プログラム事業で一度採用されたのですが、雇用期間の途中で退職しました。本事業を利用することはできますか？

【A】この事業を一度利用され、雇用期間途中で退職した方は、利用できません。